

個人情報保護法は、
収集した個人データの
管理、保存についても
規定を設けている。
その第十九条による
と、個人情報取扱事業
者は、利用目的の達成
に必要な範囲内におい
て、個人データを正確
かつ最新の内容に保つ
よう努めなければなら
ない」とされている。
時間の経過とともに
個人データの内容も変
化しているはずである。
収集時そのままの、古
い情報や、間違った個
人データの利用により、
本人に重大な不利益を
もたらす場合も考えら
れる。

ただし、正確性、最
新性を求めているのは、
利用目的と関連する範
囲内であり、全ての個
人データを、最新の状
態に更新する必要はな
い。
また、本人から、個
人データの内容が正確
ではない、あるいは、
最新ではない、として
訂正の要求があった場
合は利用目的と関連す
る範囲内で、その内容
を訂正しなければなら
ない。
これらは、法的な拘
束力を持った義務では
ないが、努力義務とし
て可能な限り、正確性
や最新性を維持するよ
う規定している。
事実と反する情報に
より、本人に損害を与
えた場合、損害賠償責
任を負う可能性が生じ
る、それらを未然に防
止するためにも、保有
する個人データの、正
確性や、最新性を保つ
ための対策を講じてお
かなければならない。
たとえば、個人情報
の取扱いに対する社内
ルールを作成し、デー
タの入力間違いを防止
するためのチェック体
制をルール化する。
最新性を保つため、
たとえば、年一回は見
直しを実施して、デー
タの更新を行う。
個人情報をどのくら
いの期間保有するか等
保有期間をルール化す
る。
不要になった情報の
廃棄方法をルール化す
る。
特に、廃棄に関して
は十分に注意し、権限
者が廃棄ルールに従っ
て実施する必要がある。
安易に廃棄して個人
情報が第三者の手に渡
り悪用されたりしない
よう、確実に廃棄する
方法を用いなければな
らない。
これらの、安全管理
に対する社内の規定書
(手順書)を作成し、
担当者も含め明確にし、
確実に実施していく必
要がある。

したがって、個人情
報取扱事業者に対して
個人データを正確かつ
最新に保つよう求めて
いる。